

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

告示	〇 県営土地改良事業計画を変更した件	一五五
	〇 保安林の指定をする件	一五五
	〇 道路の区域を変更する件	一五五
公告	〇 県営土地改良事業の工事が完了した件二件	一五五
	〇 落札者を決定した件	一五五
	福島県警察本部	一五七
	〇 一般競争入札を行う件	一五七

告示

福島県告示第二百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第十六項の規定により、神谷第二地区に係る県営農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業（一般型））を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和八年四月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業変更計画書の写し
- 三 縦覧の期間
- 四 令和八年四月十五日から（二十三日間）
- 五 同 年五月七日まで
- 六 縦覧の場所
- 七 いわき市役所
- 八 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

（農村計画課）

福島県告示第二百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林の所在場所
 - 二 相馬市岩子字明神前四四、四六、四七の一、四八から五二まで、字岩子東二一の二、二一の三、二二の一、二二の二、二三から二七まで、七一、七二、七三の一から七三の三まで、七四の一、七四の二、七五から七七まで、七九、一三三の一、一三三の二、一三四から一三六まで、一三八から一三三三まで、一七九、一八〇の一、一八〇の二、一八一、一八二
 - 二 指定の目的
 - 三 潮害の防備
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- （森林保全課）

福島県告示第二百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に於いて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和八年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十四日

福島県知事 内堀雅雄

公告

路線名	一般国道 三五二号	区間	南会津郡松枝岐村字滝 沢一〇二六番二地先か ら 同郡同村字滝 沢一〇九五番一四地先 まで	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
	変更後		一〇・一 二五・七		八・六 一九・三	三〇五・〇 三〇五・〇

(道路計画課)

公告第八十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百十三条の三第三項の規定により、成田溜池地区に係る県営農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業(地震・豪雨対策型)の工事は令和八年三月十九日完了したので公告する。

令和八年四月十四日

福島県知事 内堀雅雄
(農村計画課)

公告第八十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百十三条の三第三項の規定により、森宿地区に係る県営農業競争力強化農地整備事業(農地整備事業)の工事は令和八年三月二十三日完了したので公告する。

令和八年四月十四日

福島県知事 内堀雅雄
(農村計画課)

公告第九〇号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和8年4月14日

福島県知事 内堀雅雄

- 落札に係る物品等の名称及び数量
 - コピー用紙A4 (2,500枚入) 予定数量21,000箱
 - コピー用紙A3 (1,500枚入) 予定数量1,230箱
 - コピー用紙B4 (2,500枚入) 予定数量1,190箱
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 落札者を決定した日
令和8年3月19日
- 落札者の氏名及び住所
 - 1の(1)に掲げる物品等 株式会社阿部紙工 福島県福島市庄野字柿場1番地の11
 - 1の(2)に掲げる物品等 株式会社小名浜包装資材 福島県いわき市小名浜林城字榎町8番1
 - 1の(3)に掲げる物品等 株式会社小名浜包装資材 福島県いわき市小名浜林城字榎町8番1
- 落札金額
 - 1の(1)に掲げる物品等を除く。 1箱当たり2,065円(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)
 - 1の(2)に掲げる物品等を除く。 1箱当たり2,393円(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)
 - 1の(3)に掲げる物品等を除く。 1箱当たり2,975円(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)

-
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和8年2月6日

(入札用度課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第46号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける自動車（軽貨物）賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和8年4月14日

福島県警察本部長 森 末 治

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 自動車（軽貨物） 22台
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和8年12月1日から令和13年11月30日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、相当期間貸与した実績を有し、当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和8年5月12日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町5番75号
福島県警察本部警務部会計課
電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和8年4月14日（火）から同年6月3日（水）まで（土曜日、日曜日並びに同年4月29日及び同年5月4日から同月6日までを除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚程度が入る大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。また、電子メールによる配布を希望する場合は、件名に本件入札に係る公告番号及び借入物品の名称を、本文に請求者名、担当者名及び連絡先を記載した電子メールを次のメールアドレス宛に送信の上、3に掲げる電話番号まで請求の旨を連絡すること。なお、入札説明書等は、当該送信に用いた電子メールアドレスに送信する。

fp-nyuusat@police.pref.fukushima.jp

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和8年6月4日（木）午前11時
- (2) 場所 福島県警察本部庁舎1階入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和8年6月3日（水）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合にお

いては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県警察本部長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products for lease: Leased vehicles <light vans (Vantype light motor vehicles)> 22 units

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00a.m., 4 June 2026

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00p.m., 3 June 2026

(4) Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 5-75 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8686 Japan TEL 024-522-2151

(会 計 課)